

京都市告示第 307号

平成11年9月30日京都市告示第245号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

平成16年10月1日

京都市長 榎 本 頼 兼

平成11年9月30日京都市告示第245号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改める。

第2項中「施行期日から5年間」を「施行期日から10年間」に改める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部指導課）